災害救助法の一部を改正する法律の成立に関する声明

本日、指定都市への権限移譲を可能とする災害救助法の一部を改正する法律が成立しました。

全国知事会としては、大規模災害時に迅速かつ公平な救助を実施するためには、救助主体を一元化することが必要であり、権限移譲ではなく、従来からある事務委任制度を活用することで対応すべきであるということを一貫して主張してきました。

今回の法改正について、全国知事会は、大規模災害時に不可欠な都道府県の広域調整機能がどのように担保されるかが明確でないことや、指定都市による資源の先取りが起こりうることなどの懸念を示してきました。

国は、今後も丁寧に説明をし、懸念の払拭に努めるとともに、救助実施市の指定基準を定める内閣府令の策定に向け、都道府県や指定都市等の関係者からなる検討の場を設けて、協議を進めるとしています。

全国知事会としては、今後、この協議に積極的に参加するとともに、被災者の生命を守り、一日も早く生活を再建するために何が必要かという視点から、都道府県の意見を十分反映させるよう、国に強く求めてまいります。

平成 30 年 6 月 8 日
全　国　知　事　会